那須烏山市社会福祉協議会 新型コロナウイルス感染症に関する支援体制等のご案内

日頃から那須烏山市社会福祉協議会の活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染症に関する本会の対応等について、以下のとおりといたします。 最新情報は随時更新しますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

①新型コロナウイルス感染症対策に伴う社協行事などの開催方針について

新型コロナウイルスの感染の拡大を最小限にとどめるため、国の基本方針をはじめ、栃木県及び那須烏山市の方針等を踏まえ、本会が主催・共催する講演会、研修会、各種行事などの開催について、次の期間においては原則、延期または中止といたします。

ただし、やむを得ず開催する場合は、換気の徹底と近距離での会話や発声等の際のマスクの着用、消毒等を徹底することとします。

期間 5月下旬まで (以降も状況を勘案した上で取り扱います)

尚、本会主催以外の行事等については、市対策本部の方針に準じた対応をお願いします。 (3 密対策、換気の徹底と近距離での会話や発声等の際のマスクの着用、消毒等の徹底など) 市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

②生活福祉資金貸付制度における「特例貸付」について

・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金でお困りの方々へ向けた、緊急小口資金等の特例貸付を、栃木県社会福祉協議会が実施主体、各市町社会福祉協議会が窓口となり、3月25日(水)から実施しています。

4月30日(木)から、緊急小口資金の受付を労働金庫でも可能になりました。感染症防止の観点から、郵送でのお申込みを推進しておりますので、ホームページをご確認ください。

本会においても、電話で相談を行った上で、必要な受付対応を行いますので、先ずは事前のご連絡(予約)をよろしくお願いします。

特例貸付の種類	対象
緊急小口資金	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。 こちらを参照ください。
総合支援資金	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮 し、日常生活の維持が困難となっている世帯。 こちらを参照ください。

「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」

厚生労働省において、上記専用ダイヤルを 4 月 11 日から設置しています。専用ダイヤルでは、 特例措置の基本的な内容に関する問い合わせに対応します。

0120-46-1999 受付時間 9:00~21:00(土日・祝日含む)

③地域の福祉推進に係る事業等について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、様々な生活課題が発生、または今後想定されております。

社会福祉協議会の目的は、地域の福祉を推進することです。

本会は、みんなが参加し、共に支え合う我が事・丸ごとの地域共生社会づくりを目指して取組みを進めているところであります。

地域の皆様、関係機関・団体の皆様方との連携を基に、福祉ニーズの把握とその解決に向けて、 既存、または新たな対策を検討実施して参りますので、共にご支援ご協力をよろしくお願い申し 上げます。

④職場体制について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令を受け、職員の感染拡大の 防止と危機管理を考慮し、社協機能の維持を目的として、業務上の性質等を勘案した上で、各係 内職員を本所と烏山支所で分散させて勤務する、分散勤務体制に取り組むこととしました。

市民の皆様には、ご不便をお掛けすることがあろうかと思いますが、しばらくの間、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

那須烏山市社会福祉協議会

本所(田野倉) TEL0287-88-7881 FAX0287-88-9747 烏山支所(初音) TEL0287-84-1294 FAX0287-84-1376 ホームページ http://www.nasukarasuyama-shakyo.or.jp/

(参考 厚生労働省 生活を支えるための支援のご案内) https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf

(参考 総務省 特別定額給付金について)

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和 2 年 4 月 20 日閣議決定)において、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため実施されることとなった特別定額給付金について。 https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html

<特別定額給付金コールセンター>

0120-260020 応対時間9:00~18:30 (フリーダイヤル)